

国際海上輸出コンテナ総重量確定制度 及び改訂ガイドラインについて

国土交通省海事局検査測度課
危険物輸送対策室
2019年2月

- **コンテナ総重量確定制度について**
 - － SOLAS条約改正の背景と改正概要
 - － コンテナ総重量確定に対する国内対応と届出・登録
- **検討会取りまとめの解説**
 - － 検討会での審議結果と施策
 - － 取りまとめに基づく施策の概要
- **届出荷送人・登録確定事業者の申請等**
 - － 届出荷送人・登録確定事業者の申請
 - － 届出荷送人の業務継続報告・登録確定事業者の更新について
 - － 届出・登録事項の変更について
- **参考資料**
 - － 国土交通省改正SOLAS条約関連ページへのアクセス
 - － コンテナ総重量確定者とVGMの流れ

- **コンテナ総重量確定制度について**
 - － SOLAS条約改正の背景と改正概要
 - － コンテナ総重量確定に対する国内対応と届出・登録
- **検討会取りまとめの解説**
 - － 検討会での審議結果と施策
 - － 取りまとめに基づく施策の概要
- **届出荷送人・登録確定事業者の申請等**
 - － 届出荷送人・登録確定事業者の申請
 - － 届出荷送人の業務継続報告・登録確定事業者の更新について
 - － 届出・登録事項の変更について
- **参考資料**
 - － 国土交通省改正SOLAS条約関連ページへのアクセス
 - － コンテナ総重量確定者とVGMの流れ

なぜコンテナ総重量の確定が重要なのか？



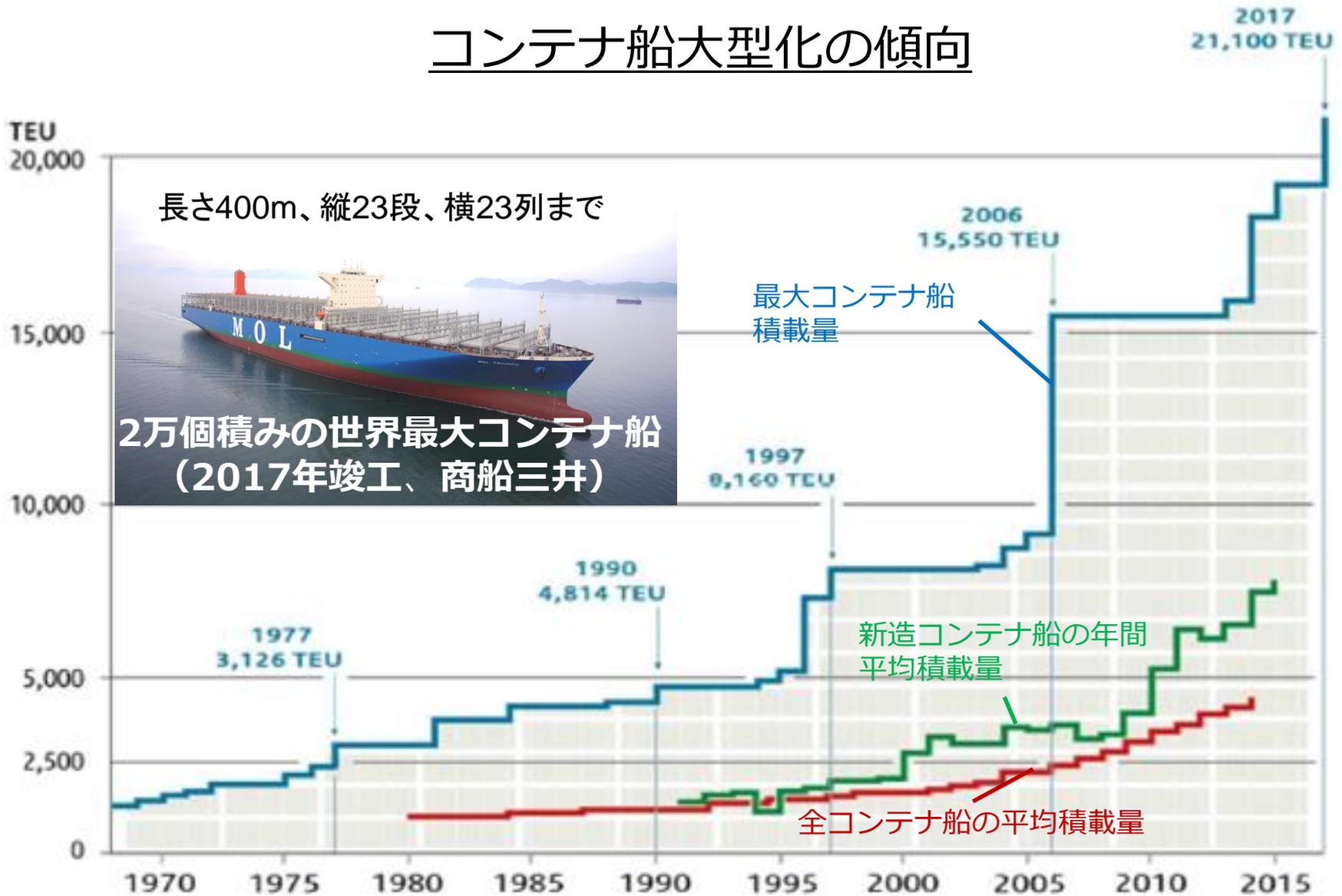
改正SOLAS条約が**2016年7月1日**より発効。

国際海上輸出コンテナに課せられた義務要件

- ✓ 荷積国で定められた計量器で船積み前に総重量を確定
- ✓ 船長及び港湾ターミナル代表者への総重量情報の提供

なぜコンテナ総重量の確定が重要なのか？

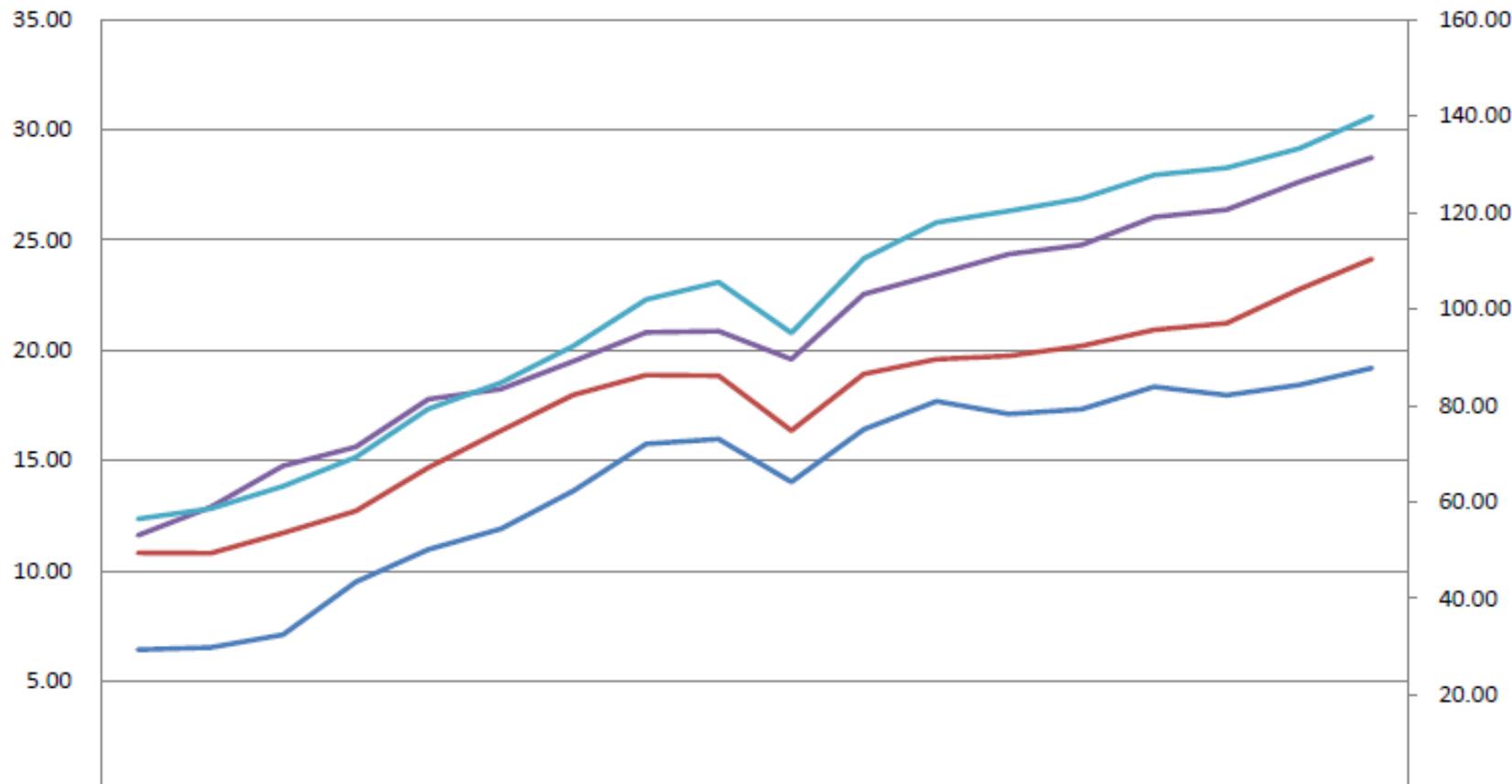
コンテナ船大型化の傾向



なぜコンテナ総重量の確定が重要なのか？

世界のコンテナ荷動き量の推移（2000～2017）

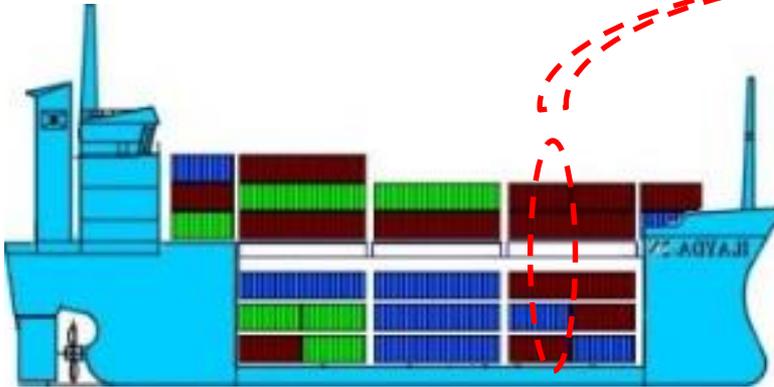
（単位：100万 TEU）



	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
東アジア・欧州間(往復)	6.43	6.53	7.10	9.50	10.97	11.91	13.63	15.76	15.98	14.03	16.42	17.69	17.12	17.33	18.35	17.97	18.44	19.20
東アジア・北米間(往復)	10.82	10.80	11.72	12.72	14.69	16.37	17.98	18.88	18.84	16.36	18.93	19.60	19.75	20.20	20.93	21.24	22.77	24.15
東アジア域内	11.61	12.89	14.76	15.62	17.79	18.25	19.51	20.81	20.87	19.60	22.55	23.45	24.37	24.78	26.05	26.37	27.64	28.74
世界合計(右軸)	56.50	58.63	63.25	69.28	79.31	84.74	92.36	101.95	105.59	95.05	110.50	117.93	120.32	122.91	127.80	129.29	133.28	139.92

なぜコンテナ総重量の確定が重要なのか？

コンテナ積付計画への活用



	08	06	04	02	03	05	07	09
02	GVE RTM 2239	GVE RTM 2239	GVE RTM 2251	YU GVE 2261	YU GVE 2261	YU GVE 2261	GVE HAM 2261	GVE HAM 2261
04	GVE RTM 2239	GVE RTM 2239	GVE RTM 2251	YU GVE 2261	YU GVE 2261	YU GVE 2261	GVE HAM 2261	GVE HAM 2261
06	GVE RTM 2239	GVE RTM 2239	GVE RTM 2251	YU GVE 2261	YU GVE 2261	YU GVE 2261	GVE HAM 2261	GVE HAM 2261
08	GVE RTM 2239	GVE RTM 2239	GVE RTM 2251	YU GVE 2261	YU GVE 2261	YU GVE 2261	GVE HAM 2261	GVE HAM 2261
10								

断面のイメージ

船長及び港湾ターミナルオペレータは、目的地、コンテナ総重量、内包されている危険物の危険性等の情報に基づいて、積付計画を作成、積付を行う。

改正前内容

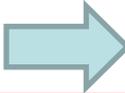
1. 荷送人は、以下の内容を含む貨物情報を含む資料を船長(又は代理人)に提供。
⇒○貨物の概要○貨物又は貨物ユニットの総重量○運送に関連する貨物の特性
2. 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認。

改正後内容

上記現行規定に、以下の内容を追加

3. 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法で総重量を証明。
A: 調整・証明済み装置を用い、実入りコンテナの総重量を計測
B: 国が承認した方法により、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を足し合わせ
4. 荷送人は、上記方法で計測されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
5. 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長(その代理人)及びターミナル代表者がコンテナ総重量を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止。

国内対応

総重量把握の**手順**と**伝達手法**の明確化  荷送人等による**手順書**の作成と**届出・登録**

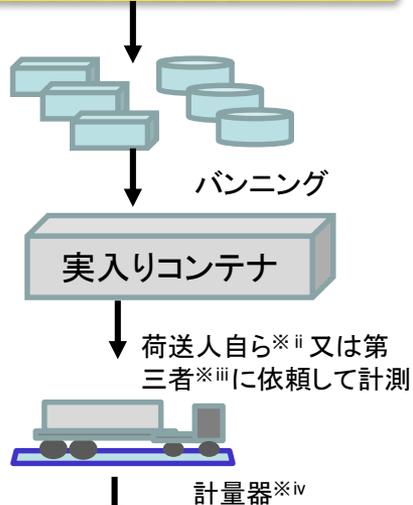
- 上記、条約の改正内容について、船舶安全法体系の**省令改正**(危険物船舶運送及び貯蔵規則と特殊貨物船舶運送規則)及び告示制定により担保(平成28年7月施行)

重量確定を行う者の取り組み

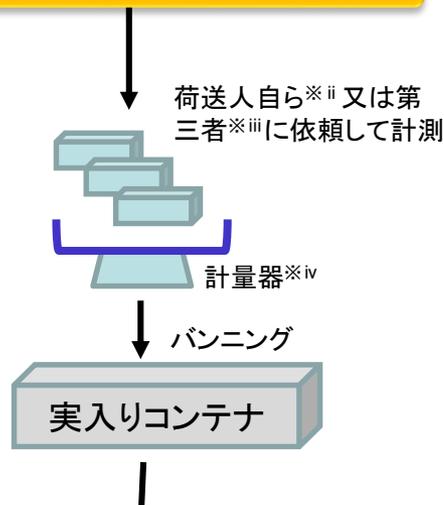
重量確定方法

荷送人※ⁱは次の2つのいずれかの方法でコンテナ総重量を確定する

方法1. 総重量を計測



方法2. 足し合わせて算出



各コンテナ内に梱包する物(貨物品、パレット、固定材等)の重量を個別に計量し、その合計に、コンテナの自重を加算

コンテナ総重量の確定

※ⁱ 船社との間で運送契約を締結した者。メーカーや商社、フォワーダーなどが該当する。

※ⁱⁱ 自らコンテナ総重量を確定させる荷送人は、予め国土交通大臣へ届出【届出荷送人】

※ⁱⁱⁱ 荷送人に代わり重量確定を行う第三者は、国土交通大臣の登録を受けた者。【登録確定事業者】

※^{iv} 以下のいずれかを満たすもの

- ①計量法に基づく特定計量器
- ②適切に調整・点検され、器差が±5%の範囲内である計量器

届出・登録制度

輸出コンテナの総重量を自ら確定する荷送人※¹や、荷送人に代わり委託を受けて総重量を確定する者※²は、法令等で定められた方法により実施することを担保するため、業務実施手順書を整備し、**予め届出・登録を実施。**

※¹:届出荷送人・・・3697者

※²:登録確定事業者・・・1477者 (H30年12月末時点)

- コンテナ総重量確定制度について
 - － SOLAS条約改正の背景と改正概要
 - － コンテナ総重量確定に対する国内対応と届出・登録
- 検討会取りまとめの解説
 - － 検討会での審議結果と施策
 - － 取りまとめに基づく施策の概要
- 届出荷送人・登録確定事業者の申請等
 - － 届出荷送人・登録確定事業者の申請
 - － 届出荷送人の業務継続報告・登録確定事業者の更新について
 - － 届出・登録事項の変更について
- 参考資料
 - － 国土交通省改正SOLAS条約関連ページへのアクセス
 - － コンテナ総重量確定者とVGMの流れ

コンテナ総重量確定制度の円滑・適切な実施を図るため、関係者から構成される検討会を設置。
期間：平成29年10月～平成30年11月

審議における2本の柱

1.コンテナ総重量確定の品質確保

2.電子的情報の利活用方策

【示された課題】

- 重量確定業務を行う者の取組み状況を把握するための情報が不足
- 制度の内容理解のための教育・訓練等を受けていない者が存在 など

【示された課題】

- 船社、港湾ターミナルに提供すべき標準的な伝達項目やルートが未定
- VGMだけでなく、貿易手続き全般の電子化の検討と併せて行うべき など

施策1

ガイドライン充実による
品質確保

施策2

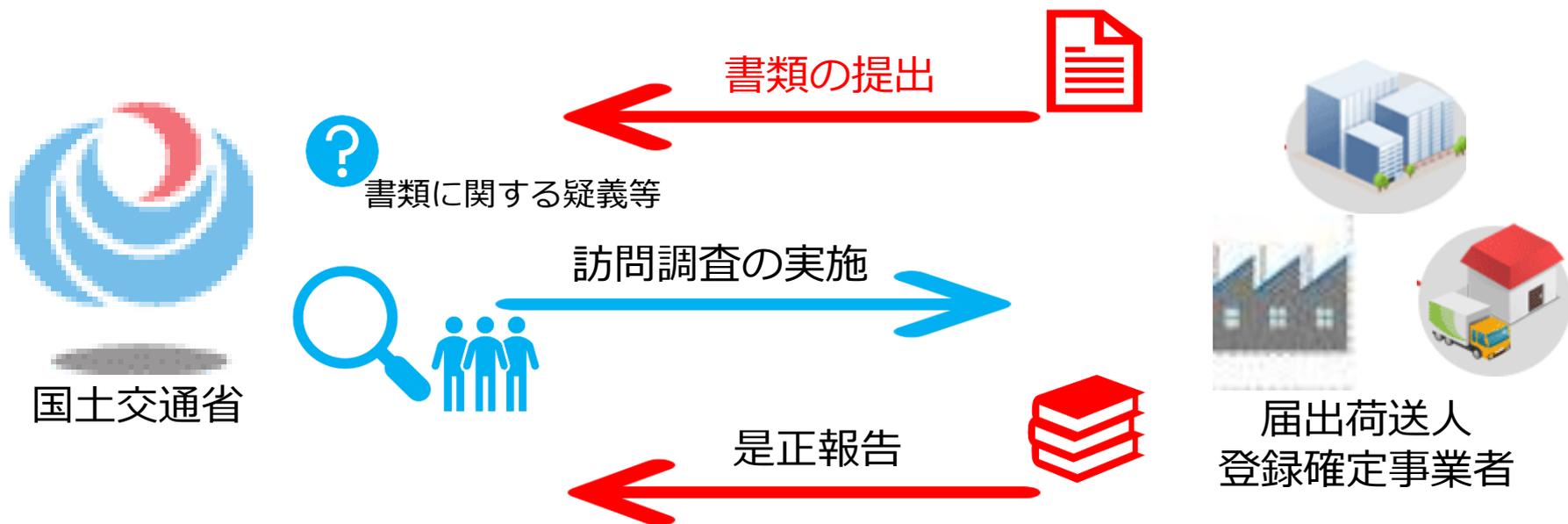
関連省庁・機関との
連携強化

3-1. コンテナ総重量確定の品質確保

取組み主体：国土交通省

適用の時期：改訂ガイドライン公開後

- 業務実施手順書の内容及び手順書に基づく確定業務の実施状況等について調査を実施。

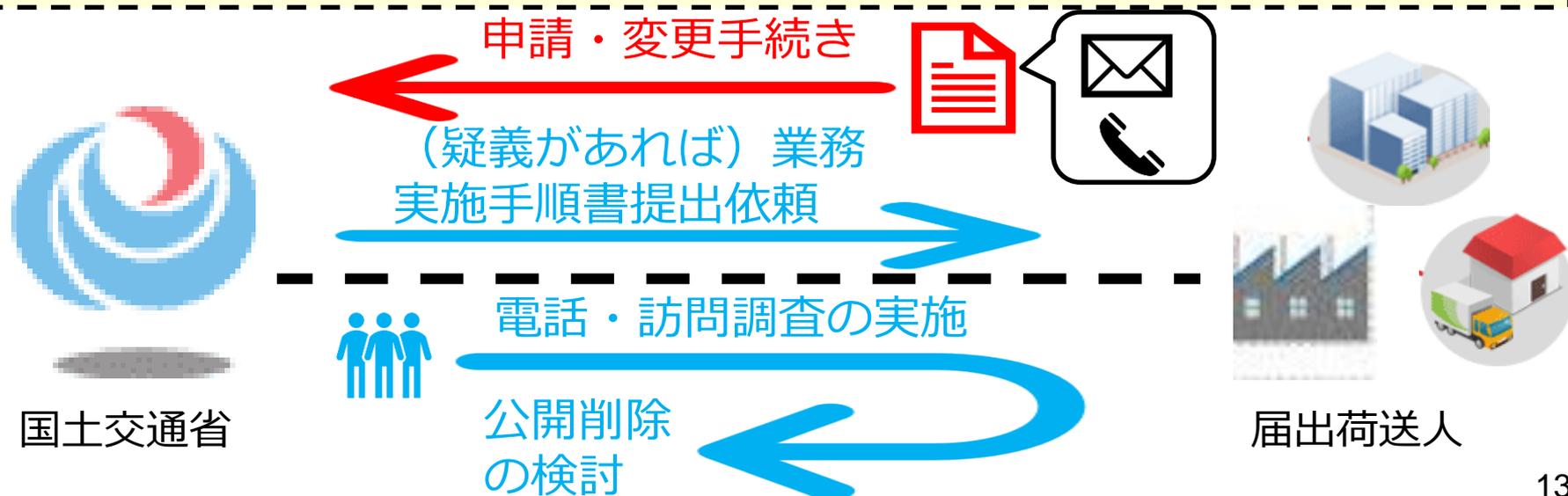


ガイドライン改訂の内容

3-1. (1) 届出荷送人の取扱い

取組み主体：届出荷送人・国土交通省
 適用の時期：改訂ガイドライン公開後

- 担当部門責任者の連絡先及びその変更を報告対象に追加（変更時、随時報告）。
- 国土交通省から業務実施手順書の提出を求めることが可能に。
- 確定業務実態の無い届出荷送人の公開情報削除に関する要件が追加。



ガイドライン改訂の内容

3-1. (2) 手順書・規程類 (ひな形) の充実

取組み主体 : 届出荷送人・登録確定事業者
適用の時期 : 改訂ガイドライン公開後

- 新たに「総重量確定制度に係る教育・訓練」に関する事項の記載を課すもの。
- 方法2での「計量を要しない貨物」に関しては、その重量情報が正しいものか確認をするための記載事項項目を追記。



国土交通省

(届出荷送人)
新たな業務実施手順書を備え置き
(登録確定事業者)
新規項目を記載した新手順書を提出



届出荷送人
登録確定事業者

3-1. (3) 登録確定事業者の更新手続き

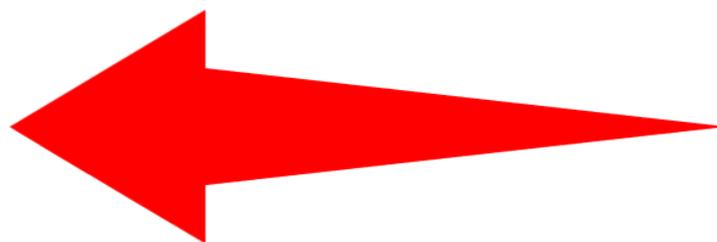
取組み主体 : 登録確定事業者
適用の時期 : 次回更新時より適用

- 登録確定事業者更新における新規登録番号の取得又は旧登録番号の継続の場合の要件を追記。
- 旧番号継続取得の場合は確定業務実施状況を確認するための新規提出書類が必要。

登録更新手続き



国土交通省



登録確定事業者

ガイドライン改訂の内容

- 3 - 1. (4) 登録確定事業者の重量確定業務に関する情報の把握
(5) 重量確定業務への確定者等の監査体制の把握

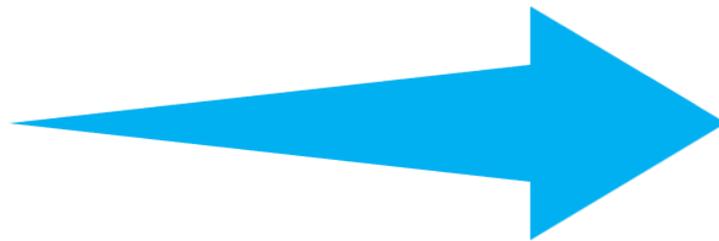
取組み主体 : 国土交通省
適用の時期 : 3月中~下旬の公開を予定

- 登録確定事業者は確定方法の区分、計量器の種類を追加公開
- HP上の公開簿へ各者の外部監査有無の情報を公表

新たな届出荷送人・登録確定事業者一覧
をHP上に公開
(登録更新期の3月中~下旬を予定)



国土交通省



届出荷送人
登録確定事業者

3-1. (6) 確定者等への働きかけ

取組み主体：国土交通省

適用の時期：なし

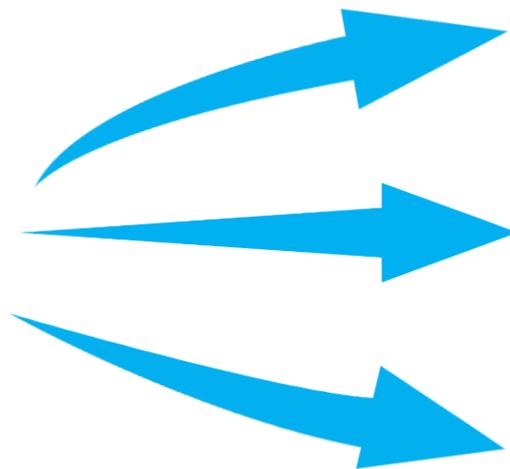
- 国土交通省から説明会を通じた制度理解の更なる促進を図る。
- 今後も随時、開催を予定。



国土交通省



国土交通本省・各地での説明会開催



届出荷送人
登録確定事業者

- コンテナ総重量確定制度について
 - － SOLAS条約改正の背景と改正概要
 - － コンテナ総重量確定に対する国内対応と届出・登録
- 検討会取りまとめの解説
 - － 検討会での審議結果と施策
 - － 取りまとめに基づく施策の概要
- 届出荷送人・登録確定事業者の申請等
 - － 届出荷送人・登録確定事業者の申請
 - － 届出荷送人の業務継続報告・登録確定事業者の更新について
 - － 届出・登録事項の変更について
- 参考資料
 - － 国土交通省改正SOLAS条約関連ページへのアクセス
 - － コンテナ総重量確定者とVGMの流れ

<提出書類一覧>

【届出事項】

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号
- ② 届出者に関する事項

1) 業務の種類及び概要

2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先

3) 総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称

4) コンテナ総重量の確定方法の区分

なお、複数の事業所等を有する法人にあつては、法人単位での届出、事業所等单位での届出のいずれでも可。

【添付書類】

① 現在事項が証明できる登記事項証明書

② 業務実施手順書を備えていることを証明する書類

(実施方法を記した文書の添付は必要としない。文書名、文書番号、作成日等を記した書類を添付する。)

届出書雛形改訂(平成31年1月より)

申請者に関する事項			代表者に関する事項		業務の種類及び概要	届出に係る担当部門の責任者			
名称又は氏名	住所	法人番号	役職	氏名		氏名	職名	電話連絡先	電子メールアドレス
(記載例) 国土交通省	東京都千代田区霞が関2-1-3	999999999999 99 (13桁のマイナンバー)	代表取締役社長	〇〇 △△	(例)自動車輸送、鉄道利用輸送、海上輸送、船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫、旅行、通関、重量品・プラントの輸送・建設、特殊輸送、情報処理・解析などの物流事業全般及び関連事業	〇〇 △△	物流部長	〇〇- 〇〇〇- 〇〇〇〇	XXXX@YYY Y.co.jp

コンテナ総重量の確定方法		外部監査	コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所				
方法1	方法2		名称所在地.1	名称所在地.2	名称所在地.3	名称所在地.4	(以降適宜追加)
○	○	○ (ISO9001) (AEO)	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△-△△	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△-△△	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△-△△		



新規項目：

- 外部監査の有無 (ISO9001等を取得されている方は「○」、下に (ISO9001) と記載してください)

※AEO輸出者の場合も同様 ※どちらも取得されている方は両方ご記載ください。

業務実施手順書を備えていることを証明する書類(記載例その1)

既に社内規程、手順書、マニュアル等を整備しており、要求手順を満足する場合

要求される手順	文書名	文書番号	作成日 (更新日)
① 計測・算出方法に関する事項	A社-貨物出荷マニュアル	A-2016-01	2016.6.1
② 計量器の性能の確保に関する事項	A社-物品管理規程	A-2016-02	2016/6/1
③ 重量確定業務に係る教育・訓練に関する事項	A社-社内教育規定	A-2019-02	2019/2/1
④ コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項	A社-工場出荷手順書	A-2014-03	2014.4.1
⑤ 確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項			
⑥ 自ら計測しない貨物品等に関する事項	A社-入荷貨物確認手順書	A-2015-04	2014.4.1
⑦ 計測・算出の記録の保管に関する事項	A社-文書管理規則	A-2014-07	2014.5.1
⑧ 計測等の依頼に関する事項	A社-外注規程	A-2014-08	2014.5.1
⑨ その他必要な事項	該当なし		
⑩ 上記①から⑨の点検方法(外部監査、内部監査等)に関する事項	A社-内部監査規程	A-2014-10	2014.10.1

業務実施手順書を備えていることを証明する書類(記載例その2)

雛形等を参考に、新たにコンテナ総重量を確定するための手順書を作成する場合

要求される手順	文書名	文書番号	作成日 (更新日)
① 計測・算出方法に関する事項	B社-コンテナ総重量算出規程	B-2019-01	2019.3.10
② 計量器の性能の確保に関する事項			
③ 重量確定業務に係る教育・訓練に関する事項			
④ コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項			
⑤ 確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項			
⑥ 自ら計測しない貨物品等に関する事項			
⑦ 計測・算出の記録の保管に関する事項			
⑧ 計測等の依頼に関する事項			
⑨ その他必要な事項			
⑩ 上記①から⑨の点検方法(外部監査、内部監査等)に関する事項			

上記フォーマットの「証明する書類」ではなく手順書そのものを添付して頂いても結構です。

新規の登録確定事業者の申請書類

<提出書類一覧>

【登録申請事項】

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号
- ② コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地
- ③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名及び役職
- ④ コンテナ総重量の確定方法の区分

【添付書類】

- ① 定款及び登記事項証明書
- ② 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ③ 方法1を用いる場合の計量器の名称、性能等を記した書類
- ④ コンテナ総重量を確定する業務を行う者の氏名を記した書類
- ⑤ コンテナ総重量を確定する業務を行う者が知識、経験を有することを証明する書類
- ⑥ 業務実施手順書
- ⑦ 港湾運送事業法等の許可を得ていることを証明する書類
- ⑧ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類

申請書雛形改訂(平成31年1月より)

申請者に関する事項			代表者に関する事項		港湾運送事業法又は貨物利用運送事業法による登録等の別	登録に係る担当部門の責任者			
名称又は氏名	住所	法人番号	役職	氏名		氏名	職名	電話連絡先	電子メールアドレス
(記載例) 国土交通省	東京都千代田区霞が関2-1-3	##### #### (13桁のマイナンバー)	代表取締役社長	〇〇 △△	例1 港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可されている。 例2 貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けている。等	〇〇 △△	物流部長	〇〇- 〇〇〇- 〇〇〇〇	XXXX@YYY Y.co.jp

外部監査	コンテナ総重量の確定方法	計量器の種類	コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所				
			名称所在地.1	名称所在地.2	名称所在地.3	名称所在地.4	(以降適宜追加)
○ (ISO9001)	方法1及び方法2	「特定計量器」又は「許容誤差±5%に調整・点検された計量器」	関東事業所 (横浜市中区北仲通5-57)	近畿事業所 (大阪府中央区大手前4-1-76)	九州事業所 (福岡市博多区博多駅東2-11-1)		

新規項目：

- 外部監査の有無 (ISO9001等を取得されている方は「○」、下に (ISO9001) と記載してください)
- 使用する計量器の種類
(「特定計量器」 もしくは 「許容誤差±5%に調整・点検された計量器」 のどちらを使用するかを記載してください)

コンテナ重量確定業務実施手順書への記載事項

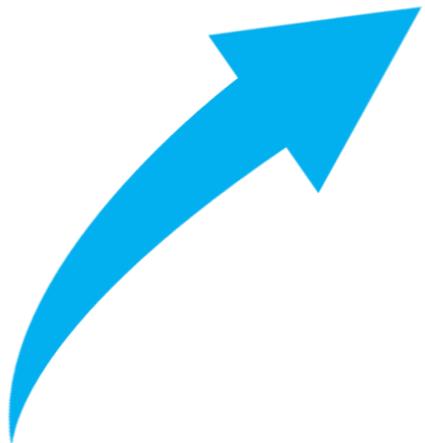
- ① 計測・算出方法に関する事項
- ② 計量器の性能の確保に関する事項
- ③ 重量確定業務に係る教育・訓練に関する事項
- ④ コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項
- ⑤ 確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項
- ⑥ 自ら計測しない貨物品等に関する事項（方法2の場合のみ：計量を要しない貨物又は固定材等の重量情報の乖離を確認するためのチェック事項）
- ⑦ 計測・算出の記録の保管に関する事項
- ⑧ 計測等の依頼に関する事項
- ⑨ その他必要な事項
- ⑩ 上記①から⑨の点検方法

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドライン、マニュアルより

何を、どのように記載すればよいか？

<手順書雛形の抜粋>

実施する内容	<p>【例】</p> <p>(1) 国際海上輸出コンテナ総重量確定制度に関する社内講習</p> <p>(2) 重量確定業務の実地研修</p>
実施のタイミング	<p>【例】</p> <p>〇か月毎、及び人事異動時に遅滞なく実施する。</p>
実施記録への記載事項	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録文書の作成日 ・社内研修の実施日 ・受講した業務担当者の所属、氏名 ・講師の所属、氏名 ・教材、カリキュラムの内容 ・事後フォローアップ 等



業務実施手順書に記載頂きたい事項

- どのような内容の研修か。
- 目安とする実施のタイミング
- 実施記録の内容（記載する項目について）

※記録の保管方法等の記載も必要になります。

方法2を使用する場合、重量情報の確認行程を挟むことで重量乖離を防ぐ

何を、どのように記載すればよいか？

<p>貨物、 SHIPPINGマークに記載された重量を使用する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 重量情報に疑義がある場合は貨物を計測し、実際の重量と乖離がないことを確認する。 ➤ 重量情報が特定計量器又は点検、調整された、器差が±5%の範囲内である計量器で測定された重量であることを確認する。 ➤ 書類や貨物自体の記載重量を使用する場合は、梱包材も含めた貨物の重量であることを確認する。 等
<p>過去に計測した貨物の重量計測実績を使用する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 書類、貨物外観をチェックし、過去に測定したものと相違がないかを確認する。 ➤ 重量情報が特定計量器又は点検、調整された、器差が±5%の範囲内である計量器で測定された重量であることを確認する。 ➤ 過去に測定した時点の重量と乖離が発生していないことを確認するために、定期的(〇ヶ月毎、〇週毎)に計測を行う。 等
<p>コンテナの自重を使用する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 機器受け渡し証(EIR)等の書類において転記ミスがないことを確認する。 等

＜手順書雛形の抜粋＞



業務実施手順書に記載頂きたい事項

- 貨物に記載された計量不要の重量情報を使用する場合のチェック事項
- 過去に計測した重量を使用する場合のチェック事項
- コンテナに記載された重量を使用する場合のチェック事項 等

※ 「どのような手順・どのくらいの頻度で確認」という手順書に記載する内容等は各者で判断・決定できます。

<提出書類一覧>

【届出事項】

① 点検結果報告書

※提出はこの書類のみ。

～業務継続報告（点検報告）でご留意頂きたいこと～

➤ ガイドライン改訂による変更事項

旧：3年毎による点検結果報告

⇒ その報告時点からまた3年後に点検結果報告

新：3年毎による点検結果報告の事前提出

⇒ 基準日の90～30日前に報告した場合、当初の基準日から3年後を点検結果報告の締切りに設定できる

※上記報告がなされていない場合、取りまとめ施策3-1(1)に基づき、国土交通省による確認・リストからの削除が行われる場合があります。

上記期間内で前広な書類提出に御協力ください。

点検結果報告書(第e2号様式)

報告者に関する事項					業務実施方法の点検	
名称又は氏名	住所	法人番号	届出年月日	届出番号	点検の実施日	点検の結果
(記載例) 国土交通省	東京都千代田区霞が関2-1-3	##### #### (13桁のマイ ナンバー)	2016年6月1 日	JP- XXXXXXXX XX	2019年5月1 日	ISO9001認証の定期審査にて手順を点検したところ、記録の保管について改善点が見つかったことから、必要な手順を改めた。その他、コンテナ総重量の確認に係る手順は適切に実施されていた。

届出事項の変更

変更した事項	変更前	変更後
記録の管理に関する手順書		管理責任者等について変更した。

ご報告頂きたい事項

- 点検の実施日
- 点検の結果
- 業務継続報告の際に届出事項に変更があった場合の変更事項

※記載例のとおりご記載頂ければ問題ございません。

既存の登録確定事業者の更新手続書類

＜提出書類一覧＞

【登録更新申請事項】

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号
- ② コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地
- ③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名及び役職
- ④ コンテナ総重量の確定方法の区分

【添付書類】

- ① 定款及び登記事項証明書
- ② 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ③ 方法1を用いる場合の計量器の名称、性能等を記した書類
- ④ コンテナ総重量を確定する業務を行う者の氏名を記した書類
- ⑤ コンテナ総重量を確定する業務を行う者が知識、経験を有することを証明する書類
- ⑥ 業務実施手順書
- ⑦ 港湾運送事業法等の許可を得ていることを証明する書類
- ⑧ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類
- ⑨ 計量器の調整・点検を行っていることを証明する書類
- ⑩ 重量確定業務に係る教育・訓練を実施していることを証明する書類

赤字：ISO9001取得者に免除

青字：旧登録番号申請者に必須

更新の種別

更新目安：登録有効期間満了日*の90日前～30日前に国土交通省へ提出

※日付は登録通知書の登録有効期間をご覧ください。

書類提出メールの件名：「輸出コンテナ総重量登録更新」について

旧登録番号を使用希望

登録更新申請書（第8号様式）
+
登録申請時と同様の書類

計量器の調整・点検を
証明する書類

改訂に伴う新規事項
を満たした業務実施
手順書

重量確定業務に関する教育・
訓練を実施していることを証
明する書類

国土交通省より登録通知書を送付
(有効期間3年、旧登録番号)

新登録番号を使用希望

登録更新申請書（第8号様式）
+
登録申請時と同様の書類

改訂に伴う新規事項
を満たした業務実施
手順書

国土交通省より登録通知書を送付
(有効期間3年、新登録番号)

登録更新申請書雛形

登録更新申請書（第8号様式）

登録番号		
コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地	(営業所名)	(住所)
登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先		
コンテナ総重量の確定方法の区分	方法1・方法2	
外部監査の有無	あり ・ なし	
計量器の種類	特定計量器 ・ 許容誤差 ± 5% に調整、点検された計量器	

新規記載事項

- 外部監査の有無
- 計量器の種別

※更新時の報告にもご協力をお願いいたします。

<目的>

- ✓ 業務実施手順書どおり教育・訓練が実施されているか否かの確認
- ✓ 3年間の実施回数等、教育・訓練に関する状況把握

登録有効期間内（3年間）での研修の実施回数：計 12 回

登録有効期間内での研修等実施回数を記載

研修の実施日、どのような研修をしていたか等を記載欄に沿って概要を記載してください。

実施日 (実施日程)	教育・訓練の名称	記録文書名	作成日
2017年3月○日	重量確定業務に関する制度講習	重量確定業務に関する制度講習記録	2017年3月○日
2017年6月○日	重量確定業務に関する実務研修	重量確定業務に関する実務研修記録	2017年3月○日
・			

変更の記載事項と留意点

届出事項変更届（第3号様式、電子メールでの申請であれば第e3号様式）

- ・ 変更届が必要：住所、会社名、代表者名、法人番号、事業所の住所や名称、届出に係る担当部門責任者の氏名、職名、連絡先
- ・ 変更届が不要：業務実施手順書の中身の変更（計量器の追加）

登録事項変更申請書（第6号様式）と登録事項変更届（第7号様式）

※基本的には全ての事項が対象

・ 登録事項変更申請書：（2週間前に提出）

住所、会社名、代表者名、法人番号、重量確定を行う事業所の名称及び所在地、確定方法の区分

→登録申請書に記載する事項（一部除く）が変更になった場合、かつ添付書類が必要。

・ 登録事項変更届：（遅滞なく提出）

→申請時の添付書類に記載している事項が変更になった場合

（ただし新たに確定方法の変更、追加をする場合は業務実施手順書とともに申請事項も変更になるため、両方の提出が必要です。）

※留意点※

◆ 変更届書式は任意です。

→ただし届出事項変更なのか、登録事項変更なのかを明確にしてください。

◆ 登録事項変更申請書にはそれを証明する書類を添付してください。

（告示第7条及び第9条2項）

→ 例) 法人番号の変更

→ 登録事項変更申請書

法人番号変更の証明

→ 登記事項証明書

} 一式の変更申請

届出荷送人の情報公表

届出番号	名称又は氏名	住所	法人番号	代表者の役職	代表者の氏名	外部監査
JP-16-05-B-1-000×	××株式会社	東京都港区 ○○2-1-3△△	1234567891020	代表取締役 社長	△ ×	○ (ISO9001)
JP-16-05-B-3-000×	株式会社○○	滋賀県○○市 △×	1234567891020	代表取締役 社長	△ ×	○ (ISO9001) (AEO)
JP-16-05-B-2-000×	△△株式会社	三重県△市× 丁目	1234567891020	代表取締役 社長	△ ×	○ (AEO)

新規項目：

- 外部監査の有無（※AEO輸出者の場合も同様）

監査を有する事業者は○が付与され、括弧書きで監査プログラムが記載される。

登録確定事業者の情報公表

登録年月日	登録番号	名称又は氏名	住所	法人番号	役職	氏名	外部監査	コンテナ総重量の確定方法	計量器の種類
2016/5/26	JP-16-05-A-61-00〇〇	株式会社 〇△	東京都〇区 △△	123456789 1234	代表理事 会長	〇 ×	〇 (ISO9001)	方法1及び方法2	特定計量器
2016/5/26	JP-16-05-A-61-00××	一般社団法人 〇	東京都×区 海岸3-1-8	123456789 1334	代表理事 会長	〇 ×		方法1	許容誤差±5%に調整・点検された計量器
2016/5/26	JP-16-05-A-60-00△△	〇×株式会社	神奈川県 〇〇市×丁目	123456789 1320	代表取締役 社長	〇 ×	〇 (ISO9001)	方法2	許容誤差±5%に調整・点検された計量器

新規項目：

- 外部監査の有無

監査を有する事業者は〇が付与され、括弧書きで監査プログラムが掲載される。

- 方法1/2の区分

方法1、方法2、若しくはその両方で確定している。という方法のみの掲載。

- 計量器の種別

「特定計量器」若しくは「器差±5%の計量器」のどちらで確定しているのかを掲載。（使用メーカー等の詳細情報の掲載はなし）

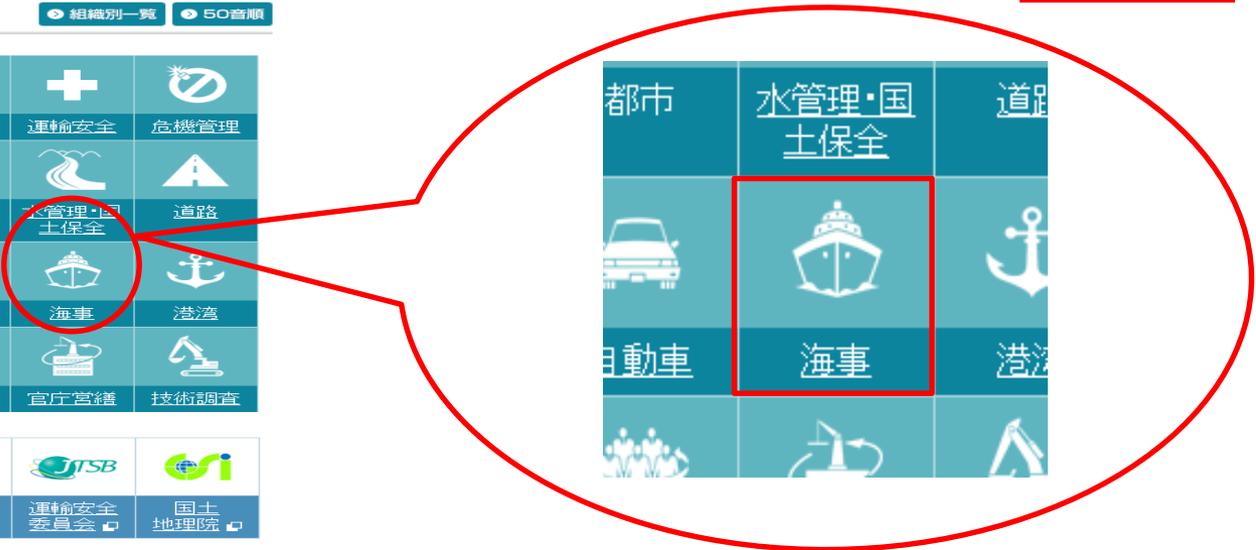
- **コンテナ総重量確定制度について**
 - － SOLAS条約改正の背景と改正概要
 - － コンテナ総重量確定に対する国内対応と届出・登録
- **検討会取りまとめの解説**
 - － 検討会での審議結果と施策
 - － 取りまとめに基づく施策の概要
- **届出荷送人・登録確定事業者の申請等**
 - － 届出荷送人・登録確定事業者の申請
 - － 届出荷送人の業務継続報告・登録確定事業者の更新について
 - － 届出・登録事項の変更について
- **参考資料**
 - － 国土交通省改正SOLAS条約関連ページへのアクセス
 - － コンテナ総重量確定者とVGMの流れ

< 1 > 国土交通省HP「政策情報・分野別一覧」の「海事」をクリック

政策情報・分野別一覧 [組織別一覧](#) [50音順](#)

 総合政策	 国際	 物流	 運輸安全	 危機管理
 国土政策	 土地・建設産業	 都市	 水管理・国土保全	 道路
 住宅・建築	 鉄道	 自動車	 海事	 港湾
 航空	 北海道	 政策統括	 官庁宮継	 技術調査

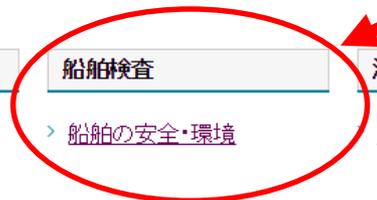
 海上保安庁	 気象庁	 観光庁	 運輸安全委員会	 国土地理院
--	--	--	--	--



< 2 > 「主な政策」の「船舶検査」の「船舶の安全・環境」をクリック

主な政策

安全政策 <ul style="list-style-type: none">＜ 運航労務監理＜ 船舶の安全・環境	海洋・環境政策 <ul style="list-style-type: none">＜ 船舶の安全・環境＜ 海洋開発関連産業の振興・海洋人材育成	船員政策 <ul style="list-style-type: none">船員の現状船員養成船員の確保・雇用対策	海運政策 <ul style="list-style-type: none">＜ 外航海運＜ 内航海運
船舶産業政策 <ul style="list-style-type: none">＜ 造船・船用工業	船舶検査 <ul style="list-style-type: none">＜ 船舶の安全・環境	海技資格 <ul style="list-style-type: none">海技資格・免許	その他 <ul style="list-style-type: none">＜ モーターボート競走＜ 油濁損害賠償保障制度＜ 海事観光



< 3 > 「船舶の安全・環境」内の「輸出コンテナ総重量の確定方法の制度化について（改正SOLAS条約関連）」を[クリック](#)

船舶の安全・環境

船舶の安全基準や環境保全に係る設備の技術基準は、海上人命安全条約(SOLAS条約)、船舶による汚染の防止のための国際条約(MARPOL条約)等に定められており、技術の進歩、社会状況の変化に対応し、国際海事機関(IMO)において、常に見直しが行われております。

これらの条約の改正内容を的確に反映し、船舶の安全や海洋の環境保全を一層向上させるために、我が国の法令も随時見直しを行っております。

また、このような条約の反映以外にも、国内の状況を踏まえた適切な検討及び国内法令改正等の実施により、船舶の安全や海洋の環境保全の向上を図っています。

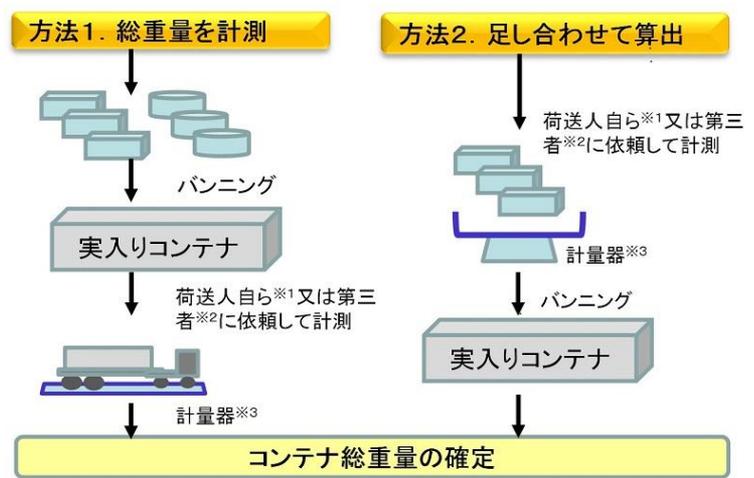
主要施策

- ・ [国際海事機関\(IMO\)における船舶の国際基準の動向](#)
- ・ [国際海運GHGゼロエミッション プロジェクト](#)
- ・ [SOx規制への対応について](#)
- ・ [天然ガス燃料船に関する総合対策](#)
- ・ [シップリサイクルに関する取り組み](#)
- ・ [船舶内工務・作業に関する事故防止対策検討委員会について](#)
- ・ [輸出コンテナ総重量の確定方法の制度化について\(改正SOLAS条約関連\)](#)
- ・ [船舶検査工本格付付与制度\(暫定\)について](#)
- ・ [先進船舶導入等計画認定制度について](#)
- ・ [新たな船舶検査・測度制度の構築に向けた検討会について](#)
- ・ [その他](#)

- ・ [ソツブリサイクルに関する取り組み](#)
- ・ [船舶内工務・作業に関する事故防止対策検討委員会について](#)
- ・ [輸出コンテナ総重量の確定方法の制度化について\(改正SOLAS条約関連\)](#)
- ・ [船舶検査工本格付付与制度\(暫定\)について](#)
- ・ [先進船舶導入等計画認定制度について](#)

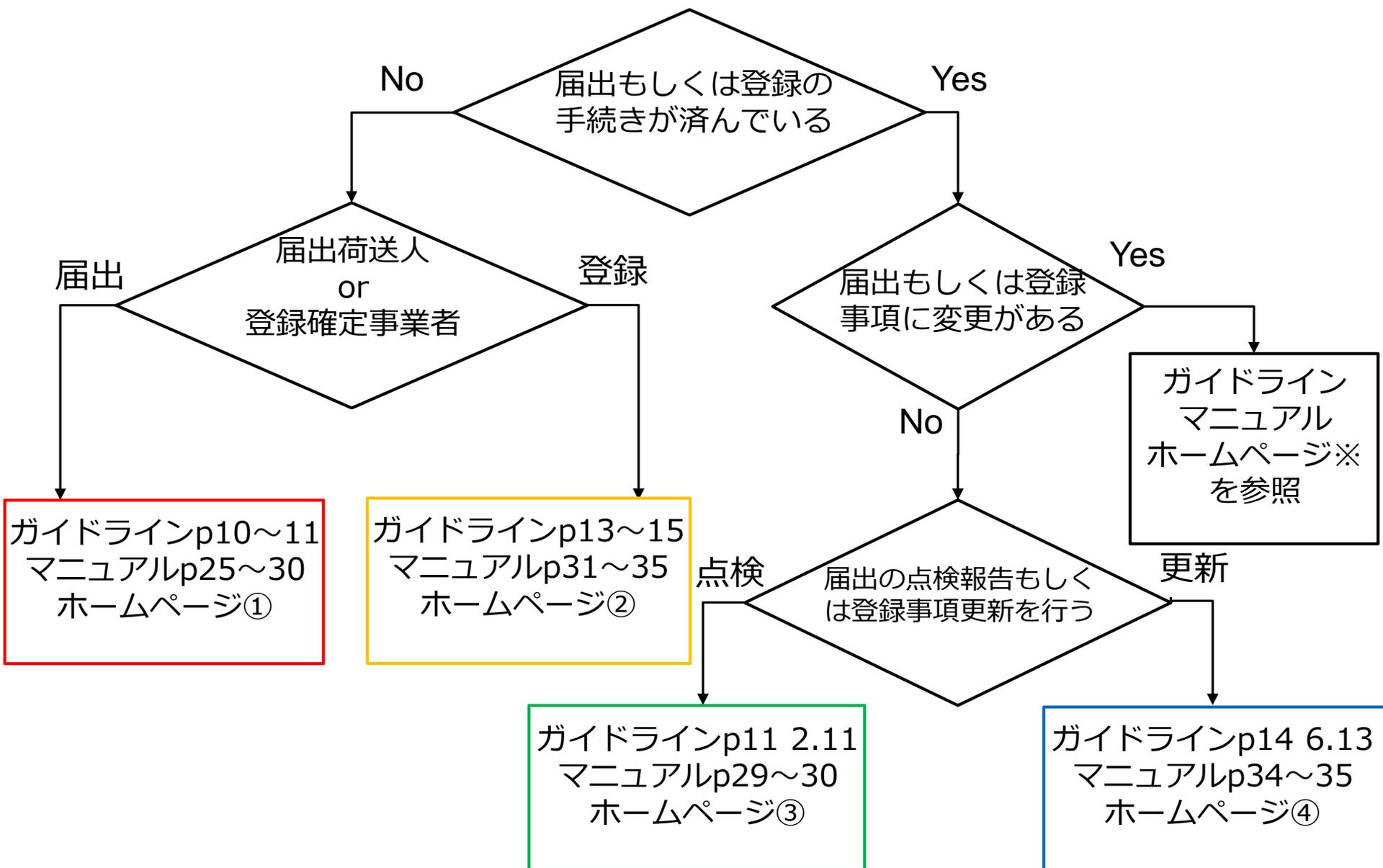
下図のような確定方法に関する簡易図が掲載されたページが開く

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化について(改正SOLAS条約関連)

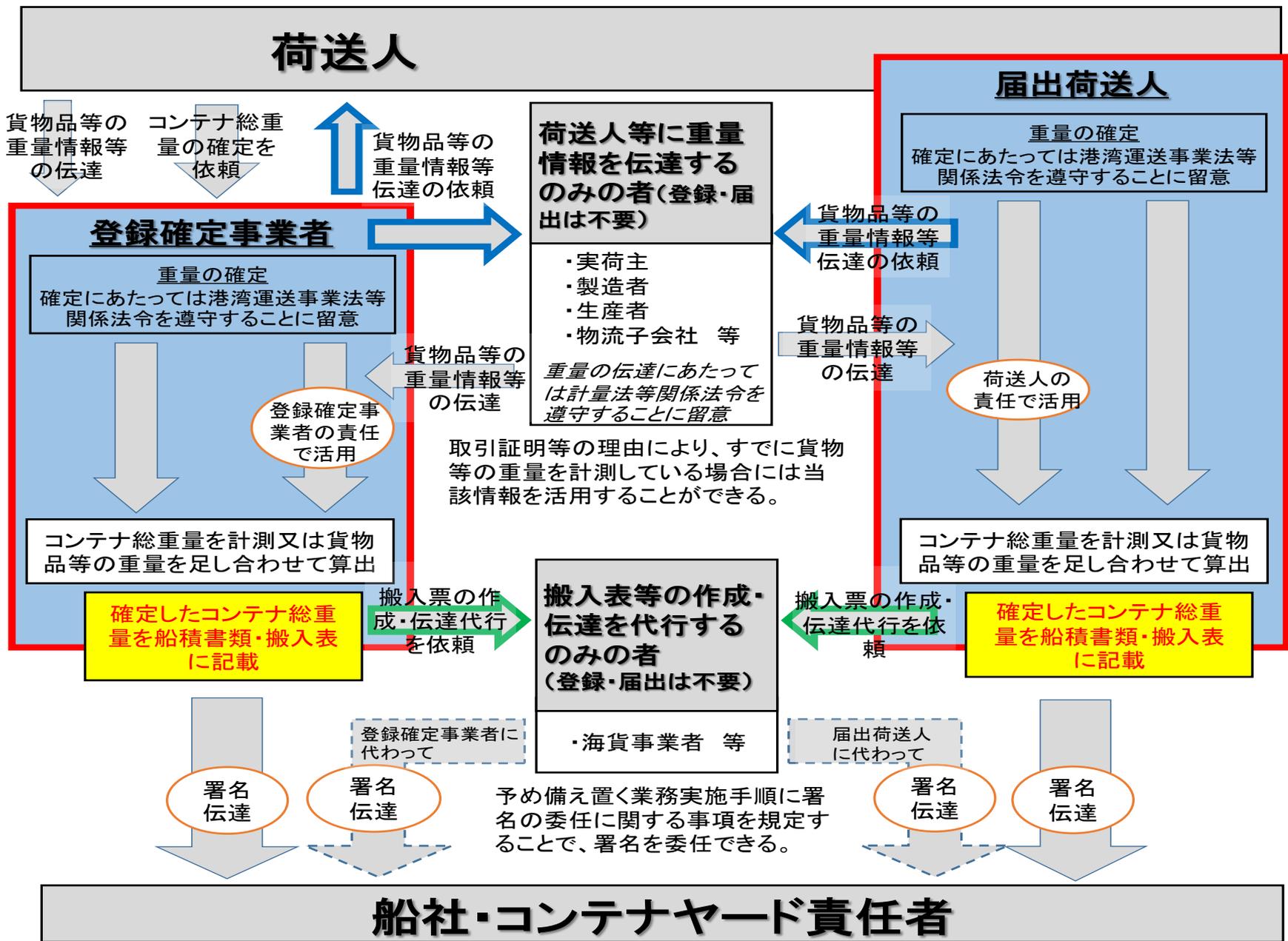


- コンテナ総重量の確定方法ガイドライン
 - コンテナ総重量の確定方法マニュアル
 - 各種届出・登録申請書類雛形
 - 届出・登録事業者一覧
- 等

【参考】手続きの始め方と流れ



【参考】コンテナ総重量確定者とVGMの流れ



届出・登録に関する詳細の掲載先一覧

国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化について

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

- ①届出荷送人申請 : http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000005.html
- ②登録確定事業者申請 : http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000006.html
- ③届出荷送人業務継続 : http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000033.html
- ④登録確定事業者更新 : http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000034.html
- ※各種申請書様式一覧 : http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000007.html

コンテナ総重量確定制度の届出・登録関係書類の提出先アドレスが変更になっておりますのでご注意ください。

hqt-solas.container@gxb.mlit.go.jp

【コンテナ総重量確定制度に関する問い合わせ先】

国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室

[Tel:03-5253-8111](tel:03-5253-8111) (内線44-179)

ご清聴ありがとうございました。